奈良市公告第 37号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定 により公告します。

令和5年2月8日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 入札に付する事項
 - (1)業務名 旧東山霊苑火葬場残骨灰処理等委託
 - (2)業務目的 旧東山霊苑火葬場に保管中の残骨灰について、必要な分別を行った上、 関係法令に基づき適正な処理等を行い、残骨の一部及び処理過程で生 じた有価物を精錬したものを奈良市に返還するものとする。
 - (3) 処理予定数量 重量見込約 41 トン<前回(平成 27 年度)処理後の火葬件数 16,450 件分>
 - (4) 履行場所 奈良市白毫寺町 973 旧東山霊苑火葬場地内
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 次に掲げるすべての事項に該当するものとする。
 - (1) 過去5年間(平成29年度から令和3年度)において、人口10万人以上の自治体で 残骨灰の引渡を受けた、又は処理委託を受託した者であること。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
 - (4) 市税(奈良市外の事業者にあっては国税)を滞納していないこと。
 - (5)会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- 3 仕様書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時 令和5年2月8日から令和5年2月26日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号) に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所 奈良市市民部斎苑管理課(仕様書等は、貸出し又は閲覧とします。)

4 入札参加申請に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を各1部提出してください。
 - ア 一般競争入札参加申請書
 - イ 業務実績調書及び2(1)を確認できる書類(契約書及び仕様書等の写し)
 - ウ 2(4)を確認できる書類(納税証明書等の写し)
 - エ 令和3年度・4年度奈良市物品購入等入札参加資格者でない者は、商業登記履歴事項全部証明書の写し(発行後3か月以内のもの。)
- (2) 入札参加申請方法

令和5年2月8日から令和5年2月21日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、奈良市二条大路南1丁目1-1中央棟3階 奈良市市民部斎苑管理課に(1)の書類を持参してください。

(3) 入札参加者の決定通知

令和5年2月22日までに入札参加申請者に通知します。入札参加決定通知後において入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

- 5 仕様書等に関する質問
 - (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、メールにより提出してください。
 - ア 提出日時 令和5年2月16日 (木) 午後1時まで
 - イ 提出場所 奈良市市民部斎苑管理課 メールアドレス saienkanri@city.nara.lg.jp
 - (2) 回答日 令和5年2月20日(月)

全ての質問と回答を取りまとめ、奈良市ホームページ上に掲載します。 ただし、入札及び申請に関連性がないと本市が判断した質問につきましては対象外 とします。

6 開札の場所及び日時

奈良市役所 中央棟 3 階入札室

令和5年2月27日(月曜日)15時00分

7 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

8 入札に関する事項

(1) 入札方法 持参入札とします。

入札書は、封筒に入れて封印し、封筒表面中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者 名を記入してください。

入札書には税抜きの金額を記載して下さい。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 再度入札

再度入札は1回を限度とします。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書 類が同封されていない入札
- ウ 委任状を持参しない代理人等による入札(年間を通じて委任されている者を除く。)
- エ 入札書に記名押印のない入札
- オ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- カ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- キ 入札金額を訂正した入札
- ク 入札書に業務名のない、又は間違いのある入札
- ケ 入札書の日付が入開札日でない入札
- コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

9 落札者の決定方法

奈良市契約規則第10条の規定により設定された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとします。
- (3) 入札に関する問い合わせ先

奈良市市民部斎苑管理課 電話 0742-34-3502